

平成31年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た つ て

県内 14 町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本経済は企業の好業績により、設備投資や雇用者所得の回復傾向により、個人消費などの民需も緩やかではありますが持ち直し、この景気回復を背景に、平成 29 年度の国的一般会計は、法人税、所得税、消費税のいわゆる基幹 3 税が、いずれも前年度を上回り、バブル期直後の平成 3 年度以来の高い水準となっております。

しかし、平成 30 年 5 月に開催された経済財政諮問会議では、「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」が議論され、2040 年度には、医療・介護など社会保障給付費は、約 190 兆円まで増加するというシミュレーションが示されました。

また、この 7 月には、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、西日本を中心に広範囲に災害が発生し、多くの尊い人命が失われました。

台風やゲリラ豪雨などによる土砂災害や河川の氾濫、そして地震に伴う災害などの自然災害から地域住民を守る防災対策の充実強化は喫緊の課題となっています。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が 2 年を切る中、ここで火を絶やすことなく、さらに次に繋げていくことも重要なことです。

住民に直結した基礎自治体として町村が担う業務は多岐に渡り、かつ迅速性が求められておりますが、様々な課題解決に対応するための地方税収入に目をむけると、安定した税収確保が図れているとは言い難い状況です。

このような課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成 31 年度の「県の施策・予算に関する要望」をとりまとめました。

県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成 31 年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題をご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げるとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけ及び県の取り組みを要望いたします。

平成 30 年 8 月 21 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 富 田 幸 宏

目 次

I 重 点 要 望 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進 ······ ······ ······	1
2 防災・防犯対策の充実強化 ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進 ······ ······ ······ ······	6
4 保健・医療・福祉対策の充実強化 ······ ······ ······ ······ ······	8
5 産業の振興及び観光施策の推進 ······ ······ ······ ······ ······	12
6 都市基盤等の整備促進 ······ ······ ······ ······ ······ ······	13
7 教育施策の推進 ······ ······ ······ ······ ······ ······	15
8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進 ······ ······	17
II 地 域 要 望 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	18
1 三浦半島地域要望 ······ ······ ······ ······ ······ ······	18
2 湘南地域要望 ······ ······ ······ ······ ······ ······	20
3 足柄上地域要望 ······ ······ ······ ······ ······ ······	24
4 足柄下地域要望 ······ ······ ······ ······ ······ ······	31
5 愛甲地域要望 ······ ······ ······ ······ ······ ······	35
6 水源地域要望 ······ ······ ······ ······ ······ ······	38

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重 点 要 望

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 様々な行政需要の増加に伴い、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、総務省の有識者会議が公表した2040年の日本社会を見据えた課題解決の方策として、自治体の枠を超えた連携の強化を促しており、県は国の動向をとらえ、引き続き地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うこと。

イ 税務職員など専門知識を必要とする職務については、職員短期派遣制度を継続し、さらなる町村の技能向上に資すること。

ウ 運用されているマイナンバー制度の今後の方向性について、県として、国等から引き続き積極的に情報収集を行うとともに、国の動向を把握し、町村に速やかに情報提供を行うこと。

また、マイナンバー制度の利活用にあたっては、財政負担に対する効果と行政の効率化・スピード化につなげるため、国と地方自治体が一体となり、その方策を検討できる体制を構築するよう国へ働きかけること。

エ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が情報収集する際には、煩雑な手続きをとることなく、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう国へ働きかけること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって国へ働きかけること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 安定的な地方税の確保の観点からも、償却資産に係る固定資産税の軽減措置は今回限りの特例とし、減税という税制による支援策は改めるとともに、平成30年度から適用される特例期間は延長しないことを国に働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

(4) 地方交付税改革の推進

- ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーソントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止すること。
- イ 平成19年の観光立国推進基本法制定により、地方公共団体は、観光立国の実現に関し施策の策定及び実施の責務が生じたため、国と共に様々な施策を講じて国内外からの観光客を受け入れている。このため、人口規模を超えた観光地特有の負担が少なからず生じていることを踏まえ、地方交付税の算定にあたっては、これらの観光需要について基準財政需要額に十分反映すること。
- ウ 地方消費税交付金は、税率引上げに伴い増額されているが、普通交付税交付団体においては実質的な収入の増に繋がっていないので、普通交付税上の取り扱いについては、町村への実質的な収入増となるような制度設計を国に要望すること。
- エ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、町村の独自性も視野に入れた補助対象事業へと拡大するとともに、予算配分の優先順位の低い事業についても、十分な予算が確保され、幅広く使途可能となる補助金制度に改め、制度の充実を図ること。

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、評価結果をもとに、さらに神奈川らしい地方創生にむけ、総合戦略プランに位置づけられた事業の内容を一層強化し、各地域県政総合センター等を窓口として町村と連携し事業を推進すること。

また、「市町村自治基盤強化総合補助金」のなかに新設された「地方創生推進事業」については、十分な予算を確保するとともに、町村の声を聞き、町村が柔軟に対応できる補助金制度の創設など必要な支援を行うこと。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断

に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し（箱根町・湯河原町・清川村）

地方消費税の清算基準については、最終消費地に適正に配分されるよう国に働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制の早期実現化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、着実に推進すること。また、水防対策については、「水防災意識社会構築ビジョン」に基づくハード・ソフト両面からの対策を推進し、関係自治体と連携し、住民の生命、身体、財産を守る上で、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。
- イ 住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫については、神奈川県建築行政連絡協議会を通じて議論し、速やかに「小規模」に当たる範囲設定を見直すこと。
- ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するよう、県としても国へ働きかけを行うこと。
- エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保とともに、幅広く使途可能となる補助金とすること。
- オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 「市町村地域防災力強化支援事業費補助金」は、防災倉庫や消防団詰所など老朽化した防災設備等の更新費用や防災備蓄資機材等を補助対象とするなど、補助対象事業の拡大及び補助率の拡充を図り柔軟で継続性のある補助金制度とするよう、住民を第一線で守る町村の声に速やかに応える補助金制度とすること。
- イ 生活再建資金の手続きに必須となる自治体が発行する災証明については、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であり、県は引き続き自治体職員の評価技術向上を図るために、研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、国へ働きかけること。
- ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は平成34年11月末をもって新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。
- エ 「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、最終的に補助率を下回る交付額となり、やむを得ず一般財源で不足分を補てんした経緯があるため、既定

の補助率どおり交付できるよう予算を確保すること。

(3) 施設の耐震化の促進

防災基本計画に定められた「災害に強い強靭な国づくりに向け、官民一体となつた総合的な防災対策に取り組む」という視点から、公共施設の耐震化による安全性の確保が求められており、老朽化対策への財政支援をさらに強化するとともに、平成32年度までとされている「市町村役場機能緊急保全事業」の期間延長を国に働きかけること。

(4) 公共施設における防犯対策の推進

- ア 道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。
- イ 犯罪抑止力を高めるため、神奈川県地域防犯力支援事業に基づく防犯カメラの設置を今後も継続し、地域防犯の強化を推進すること。

(5) 警察官の増員と交番の増設

住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、交番の増設を含め、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域に指定された場合も、特別警戒区域に指定された場合と同様な補助制度の構築を早急に国に強く働きかけること。

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備（愛川町・大井町・開成町・清川村）

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況をみたなかで、信号機及び効果的な交通安全施設整備に伴う予算の増額を図ること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

- ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は国に財源を要望し、現状を調査し計画的に事業を推進すること。
- イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を確保すること。

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

平成36年度から課税される森林環境税については、個人住民税と併せて徴収されるが、納税者の混乱を招かぬよう、十分周知・徹底を図るとともに、徴収事務については、出来る限り自治体への負担軽減を図ること。

また、平成31年度から譲与される森林環境譲与税に係る使途及び公表やその他森林整備事業との区分等について、町村へ専門的・技術的な面からの支援すること。

(3) 新エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化や初期投資への助成等の支援を行うよう、国へ要望するとともに、県独自の政策として初期投資への助成拡充に努めること。

また、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の広範な普及を図るため、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 年々増加傾向にある有害鳥獣の被害実態を把握するとともに、各地域の実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センター単位で町村と連携し、実効性のある対策を講ずること。

また、国はジビエ活用を行う場合の支援策を強化し、活用がなされない場合には支援を弱めるといった方針を示している。ジビエ活用に関しては、地域によりその状況も異なることから、ジビエ活用を実施しない地域に対しても、今まで同様、支援策を強化するよう国に働きかけること。

イ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画等において、具体的な対策を講ずること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象を国へ引き続き提案し、その実現を図るとともに、解体等に要する費用に対しても、財政支援措置を講じること。

また、中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備について、県においても国の交付金制度を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂には、埋葬を行う墓地（土葬）と異なり、墓地と住宅地等との距離規定がなく、現に住宅に近接する場所に設置が認可されている。

今後、隣接する市町村の境に設置されることなども十分想定されるため、広域的見地からの規定が必要であることから、各市町村の条例等に委ねることなく、他県の条例に距離規定があるように県条例及び施行規則を改正し、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂について住宅地との距離規定を設けること。

(7) 航空機による騒音対応の強化（寒川町）

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音が予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行うよう、県は国へ働きかけすること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 町村が実施する各種がん検診は、がん検診総合支援事業に一本化され、補助率が大幅に削減されたが、受診率の向上につなげるためにも、全額国庫補助とするなど恒常的な制度化を国へ強く働きかけること。

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することを要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

エ 麻しんについては、平成27年3月に日本が排除状態にあることが認定されているが、海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られていることから、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する定期接種の実施や救済措置を講じるよう国へ働きかけること。

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携したなかで県主導で進めること。

イ ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」の創設など、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 一部の 小児医療費助成や障害者医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう国に働きかけること。

エ 国が進める少子化対策において、不育症・不妊症等の特定治療助成事業は重要であり、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、引き続き国へ働

きかけること。

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう働きかけること。

カ 地域生活支援事業に対する国の規定補助率（1/2以内）と、実質補助率との乖離を解消するとともに、義務的経費として負担金化するよう国に対して働きかけること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料税水準に激変が生じないよう、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとすること。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）に向け、保険者ごとの実態を踏まえた中で検討を行うとともに中長期的スケジュールを示すこと。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1/2、県・町各1/4）の他に、公定価格の27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いいるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 「子ども・子育て支援新制度」では、公立幼稚園の広域利用の場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額であり、その際、当該幼稚園設置町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、保護者居住地の町村が負担することになっていることから、公定価格と利用者負担額の差額が保護者居住地の町村の新たな財政負担となっているため、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけること。

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」は、平成29・30年度の時限的事業であるため、これに代わる補助事業の検討を進め、町村に情報提供すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人事費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「放課後子ども総合プラン」の一環で、より一層の充実が求められ、さらに平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」でも、その整備推進が位置付けられている一方で、県の補助規定に制約が多く補助金額は実支出額を大きく下回るものとなっている。

今後の安定的かつ、一層の事業充実のため、補助要件の拡充を図ること。

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

しかし、予算・人員とも少ない町村では、的確に対応することが困難である。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護保険制度の見直し及び介護報酬の改定等に当たっては、被保険者であるとともに利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、適切なスケジュールの設定及び速やかな情報提供を行うよう国へ働きかけること。

エ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう、国へ働きかけること。

オ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とするよう、国へ働きかけること。

カ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改正や財源措置等について国へ働きかけること。

(8) 「ねんりんピック神奈川2021（仮称）」開催に向けた準備

(湯河原町・大磯町・大井町)

「ねんりんピック神奈川2021（仮称）」の開催に向けた準備にあたっては、開催町村の意向に沿った必要な支援及び広域的な調整等を積極的に図るとともに、円滑な開催が図れるよう、適切なスケジュールの設定等を行うこと。

(9) 神奈川県高年齢者労働能力活用事業費補助金の継続（清川村・真鶴町）

「生きがい事業団」の運営に要する経費を補助している町村を対象として交付される当該補助金は、国庫補助金への移行を見込み、平成30年度までの時限補助金となっている。

しかし、国庫補助金の交付基準は、特に小さな町村にとって大変厳しく、現実的に移行が困難な状況にある。

「生きがい事業団」は、高齢者の就業機会を確保するだけでなく、様々な役割を果たしており、その存在は非常に重要であることから、平成31年度以降も当該補助金を継続すること。

5 産業の振興及び観光施策の推進

(1) 都市農業の経営安定化のための補助制度の創設

農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が検討されているが、現段階は制度の仕組みを検討しているに留まっており、本県の農業者にとって経営の安定化につながるものか明確でないため、早期に制度の仕組みについての情報を提供するよう国へ要望すること。

(2) 県内の観光の推進

ア 「かながわ農業活性化指針」の施策の方向の一つである「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」のなかで、「農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進」が位置づけられており、各町村にある「農業」・「林業」・「漁業」といった第一次産業の資源を活かし、6次産業化により新たな観光資源となるブランド商品を生み出すことにより、地域の活性化が図れるよう、新たな支援制度を確立すること。

イ 観光立国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されるが、具体的施設整備を関係自治体が行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

(3) 民泊新法施行に伴う観光振興への対応

平成30年6月から施行された「住宅宿泊事業法」により、事実上の民泊が解禁されるなかで、住民の安全確保や良好な住環境保全の問題などが懸念されるため、住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針に基づき、問題が発生しないよう、関係町村と連携し適切な指導を行うこと。

(4) I Cカードの広域利用による観光振興

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、T O I C AエリアとS U I C A首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、引き続き、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に對して働きかけを行うこと。

(5) かながわブランドの振興に係る支援の充実

お茶の消費量並びに生産者の高齢化による栽培面積とも減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るために、国の補助事業の要件の緩和や拡充・強化を国に働きかけること。また、今後さらに国内市場の減少が見込まれることから、国外も含めた茶の販路拡大の支援を行うこと。

6 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、新たな補助制度の創設をすること。

(2) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園または県立自然公園区域に指定された場合は、一定の都市計画制限を受けたなかで、開発行為等が行われるが、町村で大きな課題となっている移住・定住促進にあたっては、仕事の場が居住場所と近接するという『職住近接』ニーズが高いため、県条例の基準の弾力的な運営を行い緩和措置を講ずること。

(3) 社会資本整備総合交付金の充実

都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられることから、必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とともに、平成30年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考えを示すよう、国へ働きかけること。

(4) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

(5) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、住民の生活の足を確保するよう、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけること。

イ 県は、国の補助制度同様、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とし、引き続き国と協調して補助をすること。

ウ 国の補助制度の適用は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものが対象となるが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助対象の条件緩和（拡大）をするよう、国に働きかけること。

(6) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等を考えると、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成24年度まで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、国へ働きかけること。

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、自治体が対策等を推進するに十分な地方財政計画の計上額を確保するとともに、地方財政措置をさらに拡充することを国へ働きかけること。

7 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。

イ 平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランには、「希望出生率1.8」に向けた取り組みのなかで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能強化が位置付けられており、更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。

ウ 学校図書館運営の充実化を図るうえでは、計画的かつ継続的に図書館業務に係る一定の資質を備えた職員を配置することが重要であるため、図書館業務に専念できる専任の図書館司書を配置すること。

エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、生活習慣や環境の変化等に対応できない児童・生徒が多く、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成しているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しくなっていることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

(2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけること。

(3) 私立幼稚園就園奨励補助の充実

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園児の保護者の経済的負担軽減に有効であるが、補助金規定の「事業費の3分の1以内」の国庫補助について満額補助が受けられず、町村で補てんする実情が続いている。新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況のなかで、私立幼稚園就園奨励費補助のより一層の充実を図るよう国へ働きかけるとともに、国の動向について情報提供すること。

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村としては、「かながわ教育大綱」で位置づけられている「地域の教育力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考

えるため、県のキャリア教育のための研修等は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を町村に対して行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障害のある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国の「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を強く国に働きかけること。

(6) 学校教育の振興

(大井町・葉山町・寒川町・大磯町・開成町・箱根町・湯河原町・清川村)

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、国に働きかけること。

また県においては、29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて推進を図ること。

(7) I C T・プログラミング教育の推進

(松田町・葉山町・寒川町・大磯町・大井町・箱根町・湯河原町・清川村)

2020年に実施されるプログラミング教育を実施するために、国ではI C T環境整備にかかる費用を地方交付税措置により対応することになっているが、地方交付税措置では小さな自治体の財政は圧迫されI C T環境整備の妨げになっている。

また、I C T機器を活用した授業等を行っていくうえで、I C T支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっている。

以上のことから、I C T支援員雇用など、I C T環境整備にかかる費用の財政措置を要望する。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

(湯河原町・寒川町・大磯町・二宮町・箱根町・清川村)

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築をするとともに、国にも働きかけをすること。

8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の支援

ア 訪日観光客の増加が想定され、更なる「おもてなし」と「安心感」の向上のため、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

イ 県内の観光情報発信を強化し、訪日外国人向けに県内自治体の魅力を積極的にPRし、ホームページ等によるPRについて、オリンピック・パラリンピック等の開催期間終了後も引き続き活用できるものとすること。

(3) テロ・感染症対策の強化

ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図るとともに、町村に対して正確で迅速な情報提供を行うこと。

II 地域要望

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

(3) 海岸保全施設整備の推進について(葉山町)

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向かた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、期成同盟会の目標に掲げている「リニア中央新幹線の品川～名古屋間開業を見据えた新駅実現」は困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームにおいて、引き続きご尽力、ご指導いただくとともに、新駅を要望する地元自治体であるものの同盟会の中では極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、平成29年4月に茅ヶ崎市が保健所政令市へ移行したことに伴い、本町に係る業務は同所内に平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所として所管部署が設定された。

生活保護の相談や申請等で町民が福祉事務所を訪れる件数は年間約1,000件で、その大半が自転車での来所である。

今後の事務所移転等の方向性によっては、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、県が協議を行う場合に、当町の住民の利便性の低下を招くものにならないよう、引き続き強く要望する。

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物について

は、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

- ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。
- イ　毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。
- ウ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

(4) 県立公園施設整備と来園者への利便性向上について（大磯町）

県立城山公園旧吉田茂邸地区の旧吉田茂邸は、平成29年4月の開館から1年間で来館者数が10万人を突破し、当初の見込みを大幅に上回る賑わいを見せている。この賑わいを定着させるため、リピーターの獲得につながるよう、旧吉田茂邸のみならず、公園全体の利便性向上や機能拡充に向けた取組みを、継続的に進めていく必要がある。

公園内での飲食に関して、旧三井別邸地区には抹茶などを提供する「城山庵」がある一方、旧吉田邸地区では飲料の自動販売機が設置されている管理休憩棟がありそれ以外は飲食が禁止である。旧吉田茂邸の来館者からは、自動販売機ではなく、臨場感溢れる空間の中、落ち着いた雰囲気で、飲食などをしながら休憩できる施設を求める声が寄せられている。

旧吉田茂邸の館内には飲食を提供できる施設や、機能を新たに備えるスペースなどもないため、旧吉田茂邸地区の公園内に飲食の販売や提供を行う施設、または機能などの設置を要望する。

また、併せて、旧吉田茂邸に隣接する焼失を免れた貴重な財産となる「サンルーム」については、現状、焼失当時の状況のままとなっている。外観保存等を行うとともに、内部はできる限り当時の様子を再現し、本来のサンルームの姿で来園者の目を楽しませるものとなるよう、整備を要望する。

(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

つきましては、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インター下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

(6) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道

が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

つきましては、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、防潮堤の役割を西湘バイパス擁壁が代替えしていることから、海岸管理者である神奈川県が設置する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

(7) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

つきましては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じること。

また、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ魚道の設置や遊歩道、自転車道の整備をすることを要望する。

(8) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備については、町が実施する「賑わい交流施設」の整備に合わせ、港湾管理事務所への防災機能の付加、情報提供機能の充実やトイレの増設及びバリアフリー対策の改修、大磯港駐車場周辺のバリアフリー化及び臨港道路からの津波避難経路の整備について、引き続き、町と協働して取組みを行うよう要望する。

また「大磯港活性化整備計画」に基づく、ビジターバースの整備に当たっては、漁業協同組合や骨材事業者等関係団体と協議のうえ、着実な進捗を要望する。

併せて、大磯港駐車場のトイレについては、給排水の漏水があるため、修繕及び便器の洋式化を含めた大規模改修を要望する。

(9) 神奈川県県営団地再生計画の推進について（二宮町）

県においては、神奈川県県営団地再生計画を平成27年3月に策定し、県営住宅の再生に向けて取り組みを始めたところであるが、百合が丘地域では住民が主体的なまちづくりを進めていることから、同地区が実施する地域活性に資する事業にともに取り組んでいただくとともに、老朽化が著しく、高齢化率も高い県営二宮団地の再整備について町及び神奈川県住宅供給公社の計画に遅れることなく、早期に実現することを要望する。

なお、県営二宮団地の再整備が早期に実現できない場合には、下水道未接続の町民に対して町が強く接続勧奨をしていることから、県においても下水道法及び町条例に基づき速やかに接続すること。

(10) 適正な墓地行政の推進について（二宮町）

社会情勢に即した墓地行政を推進するにあたり、県域の需要状況および需要予測の把握が不可欠であることから、県が主体となった実態調査と需要予測調査を実施し、公表すること。

また、二宮町は権限移譲を受ける予定だが、権限移譲を受けるにあたって、現況と整合のとれた墓地管理台帳等の整備を早急に行うこと。

(11) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じている。砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設を早期に整備すること。

3 足柄上地域要望

(1) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域の整備促進について（中井町）

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域は、第7回線引き見直しにおいて一般保留区域に位置付けられ、隣接するインターチェンジを活用した町の新たな産業拠点として早期実現を図るため、現況測量や地権者との合意形成に鋭意取り組んでいる。

平成28年3月に「かながわのみちづくり計画」が改定され、「将来に向けて検討が必要な道路」としてインターチェンジ周辺地域を通過する道路が位置付けられました。本道路は、新たな産業拠点の整備と連携を図ることで雇用の創出や新しい人の流れをつくり、誰もが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりに大きく影響を及ぼすものである。

県から道路整備に向けて、課題整理など計画の熟度を高めていくよう指導を受けているが、本町では広域的な道路整備の経験が少なく調整に難航しております。

つきましては、計画の熟度を高めるための手法や具体的な検討方法などをご指導いただきたく、道路整備に向けた支援と協力を要望する。

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（中井町）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は、県央・県西地域における広域幹線道路ネットワークを担う重要な社会資本となるものであり、沿道周辺地域の環境改善及び経済活動に大きな効果をもたらすことから、厚木秦野道路（国道246号バイパス）の計画区間すべてを早期に事業化し、整備促進が図られるよう国等の関係機関へ働きかけること。

(3) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（大井町）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また併せて、平成26年度に、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間の測量調査、予備設計が実施され、平成27年度から詳細設計が実施されるとともにJR御殿場線との交差部についての構造や施工方法について検討が行われ、さらに平成29年度には、当該区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得するなど整備に向けての取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、県道711

号から国道255号までの区間について、早期建設を要望する。

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく、大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、拡幅改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結(平成14年度)を行いましたが、現状の林道は、狭隘(最小幅員3.6m)且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線であります。

したがって、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、昨年度より関係機関のご尽力を賜り、覚書の見直しに関する協議を重ねさせていただいている。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう危険箇所の整備を要望するとともに、覚書の締結後、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化（山北町・松田町）

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) ヤマビル被害対策事業費補助金は、同一実施地域での補助事業が3年を限度としているが、観光・農業の活性化及び安全性の確保を継続するため、

補助時限撤廃及び補助金を増額すること。（山北町）

(イ) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、各市町村等の被害や対策の状況等の情報共有を行えるようにすること。（松田町）

(ウ) 駆除したヤマビルの肥料化等の活用法の研究を推進・支援すること。

（松田町）

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、国の地方創生推進交付金を活用するなど、新たな施策を展開し、町猟友会を中心とした駆除対策を推進しています。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遙減に向け、以下の事項を要望します。 （松田町）

(ア) 管理捕獲目標数の着実な達成

(イ) 市町村事業推進交付金の所要額確保及び全額補助化

(ウ) 狩猟資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」の設置促進及び普及啓発もしくは、狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金の創設。

(6) 県西地域活性化方策について（松田町）

日本創成会議が発表した2040年までに消滅の可能性がある都市として、当町も位置付けられ、町ではより一層の定住化促進策等を推進している。

一方、県では県西地域活性化プロジェクトを立ち上げ、「未病を改善する」をテーマに、本地域の魅力を県内外に発信する取り組みに尽力しており、昨年度は地方創生推進交付金を活用しての県西地域活性化プロジェクトを実施しています。更なる地域活性化のため、以下の事項を継続して要望する。

ア 定住化促進施策について

(ア) 県内人口減少地域の町が実施する定住促進策に対する一括交付金制度等を創設すること。

(イ) 県勢の持続的な発展のため、県西地域活性化プロジェクトとして、県西地域の定住人口の増加施策を実施していただいているが、それを全県単位での人口の自然増加を誘発する施策(子育て環境の充実)の推進に努めること。

(ウ) 県内の商工業の発展のため、県西地域に企業誘致を実施し、県西地域内での雇用の創出を行うことにより定住化の促進や県西地域の税収増、人口流出を防ぐように努めること。

イ 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

現在、国では住民税に年額千円を上乗せして、森林環境税（国税）を創設する方針であり。これを受け、昨年、県知事は、森林環境税の創設に関し、県の水源環境

保全税について、「継続」を表明しているが、該当市町村にとって、当税は水源環境保全・再生の取り組みに係る貴重な原資であることから、第3期（平成29～平成33年度）以降も含め、引き続き現行制度を堅持すること。

ウ 小田急新松田駅周辺地域の整備計画策定等に係る支援について

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と通勤通学者を中心に1日平均約2万5千人の乗客が乗降する小田急線新松田駅は、県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所です。

両駅周辺地域の現況は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題です。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしております、この整備要望の声も寄せられています。

松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業といった北口周辺の整備は、町にとっても永年の課題であり、平成23年度からスタートした第5次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げ、25年度より周辺調査を実施しています。また、平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、「駅前広場や新松田駅北口だけではなく、新松田駅南口も含めた一体的な地域の拠点として位置付けた駅周辺地域のまちづくり及び交通安全対策」を協議しており、新松田駅の整備に関する会議などに、県西総合センターや土木事務所、松田警察署といった県の方々のご出席いただき、町と県が一体となって事業を進めているところであります。

しかしながら、財政力に乏しい町予算（平成30年度一般会計49.9億円、特別会計を含めても 約83.4億円）の中で、地方創生の補助金を活用し、駅周辺地域の活性化を実施していますが、町単独では、これ以上の新松田駅周辺地域の駅前広場（ハード）整備は実現困難な状況です。

については、県西地域の活性化に向け、当該地域の交通の結節点であると同時に“北の玄関口”でもある「小田急線新松田駅」について、現在、県において整備を進めている県道711号改良事業と併せて「新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備」における多様な支援と同時に駅周辺整備に合わせた県道

711号線御殿場線アンダー部の改良事業を要望いたします。

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、複数疾患を抱える高齢者の医療ニーズや介護保険事業における足柄上地区在宅医療・会議連携支援センターが同病院内に設置されたことに伴う関係機関との医療介護連携の推進、災害時の対応などを考えると、総合診療科を持つ同病院が果たすべき役割はますます大きくなっていくものと考える。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であると考える。

しかしながら、県では平成27年度以降、同病院に対する運営費負担金を大幅に削減しており、今後の安定的な運営が憂慮される状況である。

そこで、今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を早急に図られるよう要望する。

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実（足柄上郡）

河川法の一部改正に伴い、平成29年3月31日に公表された「想定しうる最大規模の降雨」を対象にした洪水浸水想定区域図を踏まえ、洪水対策の根幹をなす護岸工事等の河川改修を適切に実施すること。また、新大口橋上流に関しても、護岸工事を早期に実施すること。

(9) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（足柄上郡）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

しかし、この跨道橋は認定外道路のため、インフラ老朽化対策を基幹産業としている防災・安全交付金の対象外となっている。

については、高速道路や県道を跨ぐ橋梁（認定外道路）の老朽化対策が交付金の対象となるよう財政支援の充実を国へ働きかけるよう要望するとともに、県独自の財政支援を創生するよう要望する。

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

こうした中で、松田町及び山北町において工事を進めるうえで必要な許認可手続きにおいて、特段の配慮を要望する。

(11) 林道秦野峠線について（足柄上郡）

近年、国内の至る所で地震や噴火、集中豪雨などの大規模災害が発生しており、これまで以上に地域住民の孤立化対策が重要になると考えている。

林道秦野峠線は松田町寄地区と山北町玄倉地区の奥地に広がる森林の活用と集落を結ぶ林道として位置づけられているが、神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～（平成29年2月）では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めるとしており、この林道の活用を図ることで、災害の際は両地区における孤立化対策にもつながる。

については、災害時における通行に向けて、具体的な方法について協議の場を設けていただくとともに、林道施設の必要な整備を行うことを要望する。

(12) 歩行者等の安全確保対策の推進（開成町）

ア 本町では、交通事故の防止のため、交通安全指導や交通安全キャンペーンなどの啓発活動を実施するとともに、道路区画線の補修など、各種交通安全対策を講じている。

一方、町内には摩耗した横断歩道、停止線等の路面標示が数多くあり、それらの維持補修については迅速な対応がなされているとは言えない状況にある。

こうした状況の中、県においても平成28年度、平成29年度の2年間にわたり重点的に摩耗した路面標示等の維持補修を行っていることは承知しているが、今後も、歩行者や車両の通行の安全を確保する観点から、必要な財源を確保し、迅速な維持補修を行うことを要望する。

イ 県道720号（怒田開成小田原）と都市計画道路和田河原開成大井線の「開成駅南側交差点」及び都市計画道路山北開成小田原線と都市計画道路和田河原開成大井線の「開成南小学校西交差点」は、開成南小学校の通学路となっている。

当該交差点は、通勤時間帯には自動車の通行量が多く、右折車両が信号の変わり目に右折するケースが多数発生していることから、児童の通学路での安全と自動車の円滑な通行の確保を図るために、当該交差点への右折信号機の設置を要望する。

(13) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

この結果、開成駅周辺地域の人口増加が進むとともに、開成駅利用者も増加傾向となっており、また、次期ダイヤ改正において開成駅への快速急行・急行の停車が実現することから、地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

(14) 県道 720 号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの間の歩道整備（開成町）

県道 720 号（怒田開成小田原）のうち、南足柄市境からあしがり郷「瀬戸屋敷」を通り新延沢交差点までの未整備区間（金井島地域及び延沢地域の 2 区間）については、歩行者と車両が混在し、また、車道幅員が狭小の箇所や見通しの悪い箇所がある。

町では地元の合意形成に向けた取組みを進めていることから、歩行者や車両の通行に危険な状況を解消するための歩道整備を要望する。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げており、その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となつた場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、県道740号が通行不可となつた際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(4) 生食二枚貝（岩牡蠣）養殖事業への支援について（真鶴町）

平成32年度の試験出荷、平成33年度の本格出荷に向けて、県においては可食部検査及び貝毒等のモニタリングを引き続き実施していただくとともに、今後予想される出荷時期の検査について、安心安全を確保するため、検査費用の補助、検査

機関の構築等の支援を要望する。また、併せて岩牡蠣出荷体制整備に係る支援を要望する。

(5) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

宮ノ下地区は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、定期的なパトロールを実施するとともに、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

(6) 大涌谷における火山対策について（箱根町）

大涌谷園地は火山活動を身近に感じられるスポットとして、国内外から多くの観光客が来訪しており、休日を中心に駐車場待ちの車で慢性的に渋滞が発生している。今後、大涌谷園地の全面開放により観光客の滞在時間の延伸も見込まれることから、利用者の利便性向上のための駐車台数の確保と、噴火等の非常時における車両での避難をより迅速・安全に行うための車両転回場所の設置や道路拡幅等の整備を要望する。

(7) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

本計画には、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設が位置付けられているが、未だ着手に至らず予定が示されていない。

よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工について要望する。

(8) 県産石材の活用について（真鶴町）

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などにより、PRを行っているとの回答をいただいているが、公共工事等への浸透は十分ではなく、その利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えていていることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県産石材の積極的な活

用をPRしていただきとともに、積極的な利用について引き続き要望する。

また、町では真鶴本小松石を活用したメダルの製作等、新商品の開発にも取り組んでいることから、新商品のPRや積極的な利用についても要望する。

(9) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドックランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、さらなる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

(10) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

(11) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

(12) (仮称) ゆがわら道の駅整備に関する支援について（湯河原町）

観光産業の推進と地域の活性化を図ることを目的とした道の駅の整備に向けて、整備検討委員会を設置し検討を開始した。

県においては「道の駅かながわ」の推進体制により支援を実施し、駐車場、建屋等の施設整備、運営方法等の検討及び計画立案、関係機関との調整を円滑に推進するため、部局横断的に積極的な助言を要望する。

また、整備の実施が決定した場合、建設予定地は、町道だけでなく国道 135 号に面しているため、町による単独型の整備ではなく、町及び道路管理者による一体型の整備とすること及び接している河川を活用し、道の駅と一体とした親水公園の整備を要望する。

(13) 違法民泊のチェック体制の充実強化について（足柄下郡）

県内でも観光客が多く訪れ、特に宿泊需要が多い足柄下郡地域において問題となっている違法民泊に関して、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止の観点からも厳正なるチェック体制の構築を要望する。

(14) 治水対策の充実による水害の未然防止について（箱根町）

近年、台風接近に伴う大雨や局地的な集中豪雨等による河川氾濫が至る所で発生しており、住民の安全・安心の確保に向けた総合的な治水対策の充実が急務となっている。

当町には芦ノ湖があり、神奈川県は湖の水位を管理するために湖尻水門を開閉させているが、水門が開いた際には、早川の水位に影響が生じている。

水門の操作は、神奈川県と静岡県との取り決めに基づき行われていることは承知しているが、豪雨や断続的な降雨等が気象予報によって想定させる場合には、芦ノ湖水位の変化や雨量予報により、早川の急激な水位上昇や水害の未然防止を図るうえで、水門操作の弾力的な運用を実施するとともに、早川河床に堆積した土砂や草木の繁茂による河川機能の低下を防ぐための対策の推進を要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 IC 及びさがみ縦貫道相模原 IC へのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成 27 年 11 月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

については、着手済みである古在家バイパス整備事業の第 1 期区間及び第 2 期区間の早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成 11 年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成 17 年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成 22 年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県におかれでは、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することにより、山腹崩壊や土砂流失といった災害が発生しにくく、地域住民が安心して生活できる地域の実現を要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かることとする。

う、積極的な財政支援を行うことを要望する。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

(6) 宮ヶ瀬湖周辺エリア（県立あいかわ公園など）への多言語化サイン・無料公衆無線LANの設置（愛甲郡）

2020東京オリンピック・パラリンピックを控え、外国人観光客の増加が求められる中、宮ヶ瀬湖周辺エリア（県立あいかわ公園）には、多言語化のサインがほとんどない状況であることから、園内に多言語化の案内・誘導サインの設置を要望する。

また、公園に隣接している宮ヶ瀬ダムにおきましても、多言語化されているサイ

ンが不足しているとともに、無料公衆無線LANの整備がされていないことから、訪日観光客に向けた施設整備等について、国に働きかけを行うこと。

6 水源地域要望

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃をはじめ、河川敷入口付近への防犯カメラの設置、特に来訪者の多い土日祝日やゴールデンウィーク、夏休み期間中における河川パトロールを実施するとともに、県内外からの河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されること等）の啓発等を積極的に取り組むよう強く要望する。

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しております、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るために森林整備を促進する必要がある。

ついては、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

ウ 平成31年度から（仮称）森林環境譲与税の交付が開始されるが、水源環境保全・再生事業の対象区域となっている町村では、森林環境税と水源環境保全税の事業対象箇所が重複するため、事業区分や使途などを明確にすることを要望する。

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では、三保ダム集水域において高度処理型での合併処理浄化槽整備事業を推進しており、一般住宅については、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、概ね設置が完了した。しかし、設置から10年が経過する浄化槽が現れてきていることから、日頃の維持管理に対して経費の増加が課題となってきた。特に高度処理に必要なリン除去用鉄電極の交換も継続的に行わなければ放流水の水質が確保できない。浄化槽の維持管理は、県集水域の水質に大きな影響を与えることから維持管理費として補助する新たな助成制度の創設について要望する。